

- 第一節 一般県営住宅の管理（第三条―第三十三条）
- 第二節 一般県営住宅の社会福祉事業への活用（第三十三条の二―第三十三条の六）
- 第三節 一般県営住宅のみなし特定公共賃貸住宅への活用（第三十三条の七・第三十三条の八）
- 第四節 一般県営住宅の駐車場の管理（第三十三条の九―第三十三条の十三）
- 第五節 管理の特例（第三十三条の十四）

- 第三章 改良住宅の管理（第三十三条の十五・第三十四条）
- 第三章の二 特定公共賃貸住宅の管理（第三十四条の二―第三十四条の八）
- 第四章 地域特別賃貸住宅の管理（第三十五条―第四十一条）
- 第五章 その他の県営住宅の管理（第四十二条）
- 第六章 補則（第四十二条の二―第四十三条）
- 第七章 罰則（第四十四条）

附則

第一章 総則

追加〔平成元年条例一三号〕

（趣旨）

第一条 この条例は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号。以下「改良法」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、県営住宅（一般県営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅その他県が建設し、県民に賃貸するための住宅及び共同施設をいう。以下同じ。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和三十七年条例二六号〕、一部改正〔平成元年条例一三号・九年二一号・一〇年四一号〕

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公営住宅 法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。
- 二 一般県営住宅 公営住宅で県が国の補助を受けて建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するものをいう。
- 三 改良住宅 改良法第二条第六項に規定する改良住宅で県が国の補助を受けて建設し、県民に賃貸するものをいう。
- 四 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準に従うものとして県が建設及び管理を行う住宅及びその附帯施設で、県が同法に基づく国の補助を受けて建設し、この条例の定めるところにより家賃の減額を行うことができるものをいう。
- 五 地域特別賃貸住宅 規則で定める基準の政令月収のある者に対して賃貸する住宅及びその附帯施設で、県が国の補助を受けて建設し、この条例の定めるところにより家賃の減額を行うことができるものをいう。
- 六 共同施設 法第二条第九号に規定する共同施設及び改良法第二条第七項に規定する地区施設で、県が設置するもの並びに特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅その他県が建設し、県民に賃貸するための住宅の入居者のために設置する児童遊園、集会所等の施設をいう。
- 七 公営住宅建替事業 法第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- 八 政令月収 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号に規定する収入をいう。
- 九 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下「省令」という。）第一条第三号に規定する所得をいう。

一部改正〔昭和三十七年条例一六号・三五号・四三年四六号・四四年五五号・平成元年一三号・九年二一号・一〇年四一号・一二年七七号〕

（設置）

第二条の二 県は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を提供し、及び中堅所得者等に居

住環境が良好な賃貸住宅を提供することにより、県民生活の安定と福祉の増進を図るため、県営住宅を設置する。

2 県営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

追加〔昭和五七年条例二六号〕、一部改正〔平成元年条例一三号・一〇年四一号〕

第二章 一般県営住宅の管理及び活用

全部改正〔平成九年条例二一号〕

第一節 一般県営住宅の管理

追加〔平成九年条例二一号〕

(入居者の公募)

第三条 知事は、一般県営住宅の入居者を公募するものとする。

2 知事は、前項の公募を行う場合は、次の各号に掲げる方法のうち二以上の方法により行うものとする。

一 新聞掲載

二 テレビジョン放送

三 県庁舎その他県の区域内の適当な場所における掲示

四 県の広報紙への掲載

3 第一項の公募に当たっては、一般県営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者の資格、申込方法、選考方法の概略、入居者の入居時期その他必要な事項を明示するものとする。

一部改正〔昭和四七年条例一四号・平成元年一三号・九年二一号〕

(公募の例外)

第四条 知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由のある者に対しては、公募を行わないで一般県営住宅に入居させることができる。

一 災害による住宅の滅失

二 不良住宅の撤去

三 一般県営住宅の借上げに係る契約の終了

四 公営住宅建替事業の施行に伴う一般県営住宅の除却

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の規定による都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第四項若しくは第五項の規定による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

六 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第二条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

七 現に一般県営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている一般県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

八 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

一部改正〔昭和三七年条例一六号・三五号・四三年四六号・四四年五五号・四六年一六号・四八年一三号・五〇年一七号・五二年一二号・五四年三七号・五七年二六号・六一年二四号・平成元年一三号・三年二二号・九年二一号・一八年四九号・二四年三一号〕

(入居者資格)

第五条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると知事が認める者を除く。次項において「老人等」という。）にあつては、第二号から第五号まで）の条件を具備する者でなければならない。

- 一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
 - 二 その者の政令月収がイ、ロ又はハに掲げる場合に依り、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する場合 二十一万四千元
 - (イ) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合
 - (1) 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - (2) 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
 - (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (ロ) 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合
 - (ハ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ 一般県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 二十一万四千元（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元）
 - ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 十五万八千元
 - 三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 - 四 原則として県内に住所を有する者であること。
 - 五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 前項第二号ロに掲げる一般県営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第二号から第五号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。
- 一部改正〔昭和三十七年条例三五号・四三年四六号・四四年五五号・四六年一六号・四八年一三号・五〇年一七号・五二年一二号・五四年三七号・五五年四八号・五七年二六号・六一年二四号・平成元年一三号・三年二二号・七年四四号・九年二一号・一〇年四一号・一二年六一号・一九年六八号・二四年三一号・八一号〕
- （入居者資格の特例）
- 第五条の二 次の各号に掲げる者は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる条件を具備する者とみなす。
- 一 法第二十四条第一項の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者
 - 二 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者
 - 三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者
- 追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成二四年条例三一号・一〇〇号・二五年五四号・二七年六〇号〕
- （入居許可の申請）
- 第六条 前二条に規定する入居者資格のある者で一般県営住宅に入居しようとするものは、県営住宅入居申込書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。
- 一部改正〔平成元年条例一三号・九年二一号〕

(入居者の選考)

第七条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき一般県営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、知事の定めるところにより、住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの一般県営住宅に入居することができるよう配慮し、入居者を選考するものとする。

- 一 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - 二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - 三 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - 四 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
 - 五 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - 六 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選によりその順位を決定する。
一部改正〔昭和四三年条例四六号・五五年四八号・五七年二六号・平成元年一三号・九年二一号・一一年五三号〕

(一般県営住宅の特別割当て等)

第八条 知事は、前条第一項各号のいずれかに該当する者のうち、次の各号に掲げるものに対して、入居させるべき一般県営住宅の戸数の一部を割り当てる等の措置をすることができる。

- 一 引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第九号）第二条第一項に規定する引揚者
 - 二 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子又は同条第二項に規定する配偶者のない男子で、二十歳未満の子を扶養しているもの
 - 三 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - 四 六十歳以上の者
 - 五 十八歳未満の子を扶養している者
 - 六 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）第九条第一項に規定する第二種区域又は同法第九条の二第一項に規定する第三種区域の区域内に居住し、かつ、これらの区域の指定の際現に当該区域内に居住していた者
 - 七 前条第二項に規定する公開抽選に漏れた回数が多い者のうち知事が定める者で、速やかに一般県営住宅に入居することを必要とするもの
 - 八 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定めるもの
- 2 前項の規定により一般県営住宅の割当てを行つて入居者を決定する場合において、同項に該当する者の総数が、割当てをした一般県営住宅の戸数を超えるときは、公開抽選により、入居者を決定するものとする。

一部改正〔昭和四四年条例五五号・四六年一六号・四七年一四号・四八年一三号・五七年二六号・平成元年一三号・五年一二号・九年二一号・一一年二三号・一二年六一号・二九年一二号〕

(入居補欠者)

第九条 知事は、前二条の規定により入居者を選考する場合において、入居を許可された者のほかに、入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 2 知事は、入居を許可された者が一般県営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

一部改正〔平成元年条例一三号・九年二一号〕

(入居の手續)

第十条 一般県営住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から十日以内に請書の提出及び第十六条の規定による敷金の納付をしなければならない。

- 2 一般県営住宅の入居を許可された者が、やむを得ない事情により前項に規定する期間内に入居の手続をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、知事が指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。
- 3 知事は、一般県営住宅の入居を許可された者が第一項又は前項に規定する期間内に第一項の手続をしないときは、一般県営住宅の入居の許可を取り消すことができる。
- 4 知事は、一般県営住宅の入居を許可された者が、第一項の手続をしたときは、当該入居を許可された者に対して速やかに一般県営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

一部改正〔昭和四八年条例一三号・平成元年一三号・九年二一号・令和元年二七号〕

(同居の承認)

第十一条 入居者は、当該一般県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

全部改正〔平成九年条例二一号〕

(入居の承継)

第十二条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、引き続き当該一般県営住宅に居住しようとするときは、知事の承認を得なければならない。

- 2 第十条第一項の規定は、前項の承認を受けた者の行うべき手続について準用する。

全部改正〔平成九年条例二一号〕

(家賃の決定)

第十三条 一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第二項の規定により認定した入居者に係る政令月収（同条第三項の規定により更正した場合には、その更正後の政令月収）に基づき、令第二条に規定する方法により算定した額とする。ただし、入居者から収入の申告がない場合において、第三十条の四第一項の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃（第三項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）とする。

- 2 令第二条第一項第四号に規定する事業主体の定める数値は、知事が別に定めるものとする。
- 3 第一項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第三条に規定する方法により算定した額とする。
- 4 知事は、入居者（認知症である者、知的障害者その他の法第十六条第四項に規定する国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第二十八条第二項において同じ。）が次条第一項の規定による収入の申告をすること及び第三十条の四第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入居者の一般県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、官公署に対する書類の閲覧の請求その他の法第十六条第四項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該一般県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、令第二条に規定する方法により算定した額とすることができる。

全部改正〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成二九年条例四四号〕

(収入の申告等)

第十三条の二 入居者は、毎年度、知事に対し、規則で定めるところにより収入を申告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、政令月収を認定し、当該政令月収を入居者に通知するものとする。
- 3 入居者は、前項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

追加〔平成九年条例二一号〕

(家賃の減免又は徴収猶予)

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、特に必要があると認めるときは、入居者に対して、知事が定める減免基準により当該家賃の減免をし、又は徴収の猶予をすることができる。

- 一 入居者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。
- 二 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

三 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

四 その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

一部改正〔平成九年条例二一号〕

(家賃の納付)

第十五条 知事は、入居者から第十条第四項の入居可能日から当該入居者が一般県営住宅を明け渡した日（第二十九条第一項又は第三十条の五第一項の規定による明渡しの請求があつたときは明渡しの期限として指定された日又は明け渡した日のいずれか早い日、第三十条の九第一項の規定による明渡しの請求があつたときは明渡しの請求があつた日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日（その日が土曜日又は十二月三十一日に当たる場合にあつては、その日後において最も近い次の各号に掲げる日でない日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、月の末日以外の日において明け渡したときは、その明け渡した日（その日が土曜日に当たる場合にあつては、その日後において最も近い次の各号に掲げる日（土曜日を除く。）でない日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 入居者が新たに一般県営住宅に入居した場合又は一般県営住宅を明け渡した場合において、その月における入居期間が一月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 入居者が第二十五条に規定する手続を経ないで一般県営住宅を明け渡したときは、第一項の規定にかかわらず、知事が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

一部改正〔昭和四三年条例三〇号・六一年二九号・平成元年一三号・五年四五号・九年二一号・令和元年二七号〕

(敷金)

第十六条 知事は、入居者から入居時における三月分の家賃の額に相当する金額を敷金として徴収するものとする。

2 知事は、第十四条各号のいずれかに該当する場合において、特に必要があると認めるときは、入居者に対して、当該敷金の減免をし、又は徴収の猶予をすることができる。

3 第一項の規定により徴収する敷金は、入居者が一般県営住宅を明け渡した場合には、直ちに当該入居者に還付するものとする。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、これらの額を還付すべき敷金の額から控除するものとする。

4 敷金には、利子を付けない。

一部改正〔昭和四四年条例五五号・五五年四八号・平成元年一三号・九年二一号〕

第十七条 知事は、前条の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の建設に要する費用に充てる等、入居者の共同の利便のため使用するものとする。

一部改正〔平成九年条例二一号〕

(修繕費用の負担区分)

第十八条 次の各号に掲げる施設等の修繕に要する費用は、県の負担とする。

一 家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段

二 県が管理する給水施設、排水施設（汚物処理槽を含む。）、電気施設、ガス施設、消火施設、共同じんかい処理施設及び道。ただし、給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分を除く。

三 共同施設

2 前項各号に掲げるものを除き、一般県営住宅の修繕に要する費用は、入居者の負担とする。

3 入居者の責めに帰すべき理由によつて第一項各号に掲げる施設等の修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、知事を選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 知事は、前各項の規定にかかわらず、借上げに係る一般県営住宅の修繕に要する費用に関しては、別に定めるものとする。

一部改正〔平成元年条例一三号・九年二一号〕

(入居者の費用負担)

第十九条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- 一 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - 二 汚物及びごみの処理に要する費用
 - 三 共同施設の使用に要する費用
- 一部改正〔平成九年条例二一号〕

(入居者の保管義務)

第二十条 入居者は、当該一般県営住宅又はその共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

一部改正〔平成元年条例一三号・九年二一号〕

第二十条の二 入居者は、当該一般県営住宅又はその共同施設の使用に当たっては、他の者に迷惑をかける行為をしてはならない。

追加〔平成一一年条例五三号〕

第二十一条 入居者は、当該一般県営住宅又はこれに附属する敷地を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

一部改正〔昭和四四年条例五五号・平成元年一三号・九年二一号〕

第二十二条 入居者は、当該一般県営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、知事の承認を得たときは、当該一般県営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

一部改正〔平成元年条例一三号・九年二一号〕

第二十三条 入居者は、当該一般県営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において知事の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合においては、入居者が当該一般県営住宅を明け渡すとき、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。ただし、畳、建具その他の造作及び知事が必要がないと認めるものは、この限りでない。

一部改正〔平成元年条例一三号・九年二一号〕

第二十四条 入居者は、当該一般県営住宅を引き続き十五日以上使用しないときは、知事の定めるところにより、届出をしなければならない。

一部改正〔平成元年条例一三号・九年二一号〕

(明渡しの手続)

第二十五条 入居者は、当該一般県営住宅を明け渡そうとするときは、七日前までに知事に届け出て、知事が指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 入居者が、第二十三条第一項ただし書の規定による承認を得て一般県営住宅を模様替えし、又は増築した場合で、同条第二項本文に規定する条件により原状回復又は撤去を行うべきときは、前項の検査の時までに、行わなければならない。

追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成一一年条例五三号〕

(収入超過等に関する通知)

第二十六条 知事は、入居者が当該一般県営住宅に引き続き三年以上入居している場合において、当該入居者に係る政令月収が第五条第一項第二号の金額を超えるときは、その旨を通知する。

- 2 知事は、入居者が当該一般県営住宅に引き続き五年以上入居している場合において、当該入居者に係る政令月収が最近二年間引き続き令第九条に規定する金額を超えるときは、その旨を通知する。

全部改正〔平成九年条例二一号〕

(明渡努力義務)

第二十七条 入居者は、前条第一項の規定に該当する場合は、当該一般県営住宅を明け渡すように努めなければならない。

全部改正〔平成九年条例二一号〕

(収入超過者に対する家賃)

第二十八条 入居者が第二十六条第一項の規定に該当する場合において当該一般県営住宅に引き続き入居しているときは、当該一般県営住宅の毎月の家賃は、第十三条第一項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、令第八条第二項に規定する方法により算定した額とする。

- 2 知事は、入居者が前項の規定に該当する場合において同項に規定する収入の申告をすること及び第三十条の四第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第

十三条第四項の規定及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の一般県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、官公署に対する書類の閲覧の請求その他の法第二十八条第四項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、令第八条第三項において準用する同条第二項に規定する方法により算定した額とすることができる。

全部改正〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成二九年条例四四号〕

(高額所得者に対する明渡請求)

第二十九条 知事は、入居者が第二十六条第二項の規定に該当する場合は、その者に対し、期限を定めて、当該一般県営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限までに当該一般県営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、第一項の規定による請求を受けた者について、次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは、その者の申出により、同項の明渡しの期限を延長することができる。

- 一 入居者又は同居者が疾病のため長期間療養を要するとき。
- 二 入居者又は同居者が災害により著しく損害を受けたとき。
- 三 その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

全部改正〔平成九年条例二一号〕

(高額所得者に対する家賃等)

第三十条 入居者が第二十六条第二項の規定に該当する場合において当該一般県営住宅に引き続き入居しているときは、当該一般県営住宅の毎月の家賃は、第十三条第一項及び第四項並びに第二十八条の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 知事は、前条第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても一般県営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収する。

3 第十四条の規定は、前項の金銭に準用する。

全部改正〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成二九年条例四四号〕

(住宅のあつせん等)

第三十条の二 知事は、入居者が第二十六条第一項の規定に該当する場合において、当該入居者から申出があつたときその他必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせん等を行うものとする。この場合において、当該入居者が公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

全部改正〔平成九年条例二一号〕

(期間通算)

第三十条の三 知事が第五条の二第一号に掲げる者を当該公営住宅以外の一般県営住宅に入居させた場合における第二十六条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該公営住宅以外の一般県営住宅に入居している期間に通算する。

2 知事が、第三十条の六の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された一般県営住宅に入居させた場合における第二十六条から前条までの規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき一般県営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された一般県営住宅に入居している期間に通算する。

全部改正〔平成九年条例二一号〕

(収入状況の報告の請求等)

第三十条の四 知事は、第十三条第一項若しくは第四項若しくは第二十八条の規定による家賃の決定、第十四条（第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第十六条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条の二の規定によるあつせん等又は法第四十条第一項の規定による一般県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくは

その雇主、取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 知事は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 当該職員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

全部改正〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成二九年条例四四号〕

(公営住宅建替事業の施行による明渡請求等)

第三十条の五 知事は、公営住宅建替事業の施行に伴い一般県営住宅を除却する必要があるときは、入居者に対し、期限を定めて当該一般県営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 第二十九条第二項及び第三十条第二項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成二四年条例三一号〕

(新たに整備される一般県営住宅への入居)

第三十条の六 前条第一項の規定による公営住宅建替事業の施行に伴う明渡しの請求を受けた者が、当該公営住宅建替事業により新たに整備される一般県営住宅に入居を希望するときは、規則で定めるところにより、当該入居の申出をしなければならない。

追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成二四年条例三一号〕

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第三十条の七 知事は、前条の申出により入居者を新たに整備された一般県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の一般県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十三条第一項若しくは第四項、第二十八条又は第三十条第一項の規定にかかわらず、令第十二条の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。

追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成二九年条例四四号〕

(公営住宅の用途廃止による当該公営住宅以外の一般県営住宅への入居の際の家賃の特例等)

第三十条の八 知事は、法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を当該公営住宅以外の一般県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十三条第一項若しくは第四項、第二十八条又は第三十条第一項の規定にかかわらず、令第十二条の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 前項の規定は、改良法第二十九条第一項において準用する法第四十四条第三項の規定による改良住宅の用途の廃止による改良住宅の除却に伴い当該改良住宅の入居者を一般県営住宅に入居させる場合について準用する。

追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成二九年条例四四号・三一年一三号〕

(明渡しの請求)

第三十条の九 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。

二 入居者が詐欺又は不正の手段により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたとき。

三 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。

四 入居者が一般県営住宅又はその共同施設を故意に毀(き)損したとき。

五 入居者が正当な理由によらないで十五日以上一般県営住宅を使用しないとき。

六 入居者が第十一条、第十二条及び第二十条から第二十四条までの規定に違反したとき。

七 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

八 一般県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該一般県営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収する。

- 4 知事は、第一項第二号から第七号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収する。

追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成一九年条例六八号・令和元年二七号〕

(住宅管理人)

第三十一条 知事は、一般県営住宅及びその共同施設の修繕に関し必要な報告その他入居者との連絡に関する事務を行わせるため、知事が別に定めるところにより、住宅管理人を置くことができる。

全部改正〔平成一一年条例五三号〕

(立入検査等)

第三十二条 知事は、一般県営住宅の管理上必要があると認めるときは、特に指定した者に一般県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している一般県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該一般県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

- 3 第一項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成元年条例一三号・九年二一号・一一年五三号〕

第三十三条 削除

削除〔平成一七年条例九八号〕

第二節 一般県営住宅の社会福祉事業への活用

追加〔平成九年条例二一号〕

(使用許可)

第三十三条の二 法第四十五条第一項に規定する社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、一般県営住宅を同項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業（以下「社会福祉事業」という。）のために使用しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可の申請があつた場合において、一般県営住宅を社会福祉事業のために使用させることが必要であり、かつ、一般県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障がないと認めるときは、許可をすることができる。

- 3 知事は、第一項の許可に条件を付すことができる。

追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成一二年条例七七号〕

(使用料)

第三十三条の三 前条第一項の許可を受けた者（以下「使用法人」という。）は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額の使用料を納入しなければならない。

- 2 知事は、公益上その他の理由により前項の使用料を全額徴収することが不相当であると認められるときは、当該使用料の額の全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成九年条例二一号〕

(準用)

第三十三条の四 第十五条、第十八条から第二十五条まで、第三十条の五及び第三十一条から第三十二条までの規定は、使用法人が一般県営住宅を使用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用法人」と読み替えるほか、第十五条第一項中「第十条第四項の入居可能日」とあるのは「第三十三条の二第一項の許可に係る期間の初日」と、「第二十九条第一項又は第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の五第一項」と、「第三十条の九第一項の規定による明渡しの請求があつたときは明渡しの請求があつた日」とあるのは「第三十三条の六の規定による第三十三条の二第一項の許可の取消しがあつたときは同項の許可の取消しがあつた日」と読み替えるものとする。

追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成一七年条例九八号・令和元年二七号〕

(報告の請求)

第三十三条の五 知事は、一般県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、使用法人に対し、その使用する一般県営住宅の使用状況の報告を求めることができる。

追加〔平成九年条例二一号〕

(使用の許可の取消し)

第三十三条の六 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第三十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 使用法人が第三十三条の二第三項の条件に違反したとき。
- 二 一般県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

追加〔平成九年条例二一号〕

第三節 一般県営住宅のみなし特定公共賃貸住宅への活用

追加〔平成九年条例二一号〕

(家賃)

第三十三条の七 みなし特定公共賃貸住宅（法第四十五条第二項の規定により使用に供される一般県営住宅をいう。以下同じ。）の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

追加〔平成九年条例二一号〕

(準用)

第三十三条の八 第三条、第四条、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十五条まで、第三十条の五から第三十二条まで及び第三十四条の二から第三十四条の四までの規定は、みなし特定公共賃貸住宅の管理について準用する。

追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成一〇年条例四一号・一七年九八号・一九年六八号〕

第四節 一般県営住宅の駐車場の管理

追加〔平成一〇年条例一八号〕

(使用許可)

第三十三条の九 一般県営住宅の駐車場（以下この節において「駐車場」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

追加〔平成一〇年条例一八号〕

(許可の対象者等)

第三十三条の十 知事は、次の各号のいずれかに該当する者であつて自ら使用するため駐車場を必要とするものに対して、前条の許可をすることができる。

- 一 一般県営住宅の入居者又は同居者
- 二 使用法人
- 三 みなし特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者

2 前項の規定にかかわらず、知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者及びその同居者に対して前条の許可をしてはならない。

- 一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。
- 二 入居者が詐欺又は不正の手段により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたとき。
- 三 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。
- 四 入居者が一般県営住宅又はその共同施設を故意に毀（き）損したとき。
- 五 入居者が正当な理由によらないで十五日以上一般県営住宅を使用しないとき。
- 六 入居者が第十一条、第十二条及び第二十条から第二十四条までの規定に違反したとき。

3 第一項に規定するもののほか、知事は、同項各号に掲げる者の組織する団体で知事が適当と認めるものに対して、前条の許可をすることができる。

追加〔平成一〇年条例一八号〕

(使用料)

第三十三条の十一 第三十三条の九の許可を受けた者（以下「駐車場使用者」という。）は、近隣の民間駐車場の料金等を勘案して規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 知事は、公益上その他の理由により前項の規定による使用料を全額徴収することが不適當であると認められるときは、当該使用料の額の全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成一〇年条例一八号〕

(許可の取消し)

第三十三条の十二 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第三十三条の九の許可を取り消すことができる。

- 一 駐車場使用者が前条に規定する使用料を三月以上滞納したとき。
- 二 駐車場使用者が第三十三条の十第一項に規定する者又は同条第三項に規定する団体でなくなつたとき。
- 三 第三十三条の十第二項各号のいずれかに該当したとき。
- 四 駐車場使用者（入居者を除く。）が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀（き）損したとき。
- 五 前各号に規定するもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

追加〔平成一〇年条例一八号〕

（準用）

第三十三条の十三 第十五条第一項から第三項まで及び第二十一条の規定は、駐車場使用者が駐車場を使用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるほか、第十五条第一項中「第十条第四項の入居可能日」とあるのは「第三十三条の九の許可に係る期間の初日」と、「明け渡した日（第二十九条第一項又は第三十条の五第一項の規定による明渡しの請求があつたときは明渡しの期限として指定された日又は明け渡した日のいずれか早い日、第三十条の九第一項の規定による明渡しの請求があつたときは明渡しの請求があつた日）」とあるのは「規則で定めるところにより明け渡した日又は第三十三条の十二の許可の取消しがあつた日」と、第十五条第三項中「一般県営住宅に入居した」とあるのは「駐車場を使用した」と、「一般県営住宅を」とあるのは「駐車場を」と、「入居期間」とあるのは「使用期間」と、第二十一条中「一般県営住宅又はこれに附属する敷地」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

追加〔平成一〇年条例一八号〕、一部改正〔令和元年条例二七号〕

第五節 管理の特例

追加〔平成一七年条例九八号〕

（管理の特例）

第三十三条の十四 市町村又は地方住宅供給公社は、法第四十七条第一項の規定により一般県営住宅又はその共同施設の管理を行う場合においては、知事に代わつてその権限のうち次の各号に掲げるものを行うことができる。

- 一 第三条第一項の規定により入居者を公募すること。
- 二 第四条（第四号を除く。）の規定により特定の者を一般県営住宅に入居させること。
- 三 第六条の規定による入居の許可をすること。
- 四 第八条第一項の規定により特別割当て等の措置をすること。
- 五 第九条第一項の規定により入居補欠者を定めること。
- 六 第十条第二項の規定により期間を指示し、同条第三項の規定により入居の許可を取り消し、又は同条第四項の規定により入居可能日を通知すること。
- 七 第十一条の規定による入居者に対する同居の承認をすること。
- 八 第十二条第一項の規定による同居者に対する居住の承継の承認をすること。
- 九 第二十二條の規定による入居者に対する併用の承認をすること。
- 十 第二十三条第一項の規定による入居者に対する模様替え又は増築の承認をすること。
- 十一 第二十五条第一項の規定による届出を受理し、又は検査をすること。
- 十二 第二十六条第一項又は第二項の規定により入居者に通知すること。
- 十三 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第三項の規定により期限を延長すること。
- 十四 第三十条の二の規定によるあつせん等を行うこと。
- 十五 第三十条の四第一項の規定により第二十九条第一項の規定による明渡しの請求若しくは第三十条の二の規定によるあつせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、若しくは書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求め、又は第三十条の四第二項の規定により当該職員を指定すること。
- 十六 第三十条の九第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求すること。
- 十七 第三十三条の九の規定による駐車場の使用の許可をすること。
- 十八 第三十三条の十二の規定により駐車場の使用の許可を取り消すこと。
- 十九 第四十二条の四の規定により市町村長に意見を求めること。

- 2 前項の場合における第二章第一節及び第四節並びに第四十二条の四の規定の適用については、これらの規定（第五条第一項第二号、第七条第一項、第八条第一項、第十三条第二項及び第四項、第十三条の二、第十四条、第十五条第一項及び第四項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第十八条第三項及び第四項、第二十四条、第二十八条第二項、第三十条第二項、第三十条の三、第三十条の五第一項、第三十条の七、第三十条の八第一項、第三十条の九第三項及び第四項、第三十一条、第三十二条第一項並びに第三十三条の十一第二項を除く。）中「知事」とあるのは「市町村の長又は地方住宅供給公社の理事長」とするほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

第四条	各号	各号（第四号を除く。）
第八条第一項	知事は	市町村の長又は地方住宅供給公社の理事長は
第十八条第一項 第二号	県	市町村又は地方住宅供給公社
第三十条の三第一項	知事	知事又は市町村の長若しくは地方住宅供給公社の理事長
第三十条の四第一項	第十三条第一項若しくは第四項若しくは第二十八条の規定による家賃の決定、第十四条（第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第十六条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条の二の規定によるあつせん等又は法第四十条第一項の規定による一般県営住宅への入居の措置	第二十九条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十条の二の規定によるあつせん等
第三十条の九第三項及び第四項	同項	市町村の長又は地方住宅供給公社の理事長が同項

追加〔平成一七年条例九八号〕、一部改正〔平成二四年条例三一号・二九年四四号・三一年一三号・令和元年二七号〕

第三章 改良住宅の管理

全部改正〔平成九年条例二一号〕

（明渡しの請求）

第三十三条の十五 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、明渡期日を指定して、改良住宅の明渡しを請求することができる。

- 一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。
- 二 入居者が詐欺又は不正の手段により家賃、割増賃料又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたとき。
- 三 入居者が家賃又は割増賃料を三月以上滞納したとき。
- 四 入居者が改良住宅又はその共同施設を故意に毀（き）損したとき。
- 五 入居者が正当な理由によらないで十五日以上改良住宅を使用しないとき。
- 六 入居者が第十一条、第十二条及び第二十条から第二十四条までの規定に違反したとき。
- 七 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

- 2 前項の請求を受けた入居者は、明渡期日までに当該改良住宅を明け渡すことができないときは、知事の定めるところにより指定された明渡期日の翌日から明け渡した日までの家賃の額の二倍に相当する額の範囲内で損害賠償をしなければならない。

追加〔平成一九年条例六八号〕

(準用)

第三十四条 改良住宅及びその共同施設の管理については、前条並びに第三項及び第四項に定めるもののほか、改良住宅を一般県営住宅とみなして、第二章第一節（第五条第二項、第十三条、第十三条の二、第十八条第四項、第二十六条から第三十条の三まで、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の八第二項、第三十条の九及び第三十三条を除く。）及び第四節（第三十三条の十第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。ただし、第三条から第五条の二まで（第五条第二項を除く。）及び第七条から第九条までの規定は、改良法第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限り準用するものとする。

2 前項の規定により第二章第一節（第五条第二項、第十三条、第十三条の二、第十八条第四項、第二十六条から第三十条の三まで、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の八第二項、第三十条の九及び第三十三条を除く。）及び第四節（第三十三条の十第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する場合においては、これらの規定（第四条第三号及び第四号、第五条第一項第二号、第三十条の四第一項並びに第三十三条の十三を除く。）中「一般県営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第四条第八号	公営住宅	改良住宅
第五条第一項第二号	イ、ロ又はハ	イ又はロ
	イ 次のいずれかに該当する場合 二十一万四千元	イ 次のいずれかに該当する場合 十三万九千元
	ロ 一般県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 二十一万四千元（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元）	ロ イに掲げる場合以外の場合 十一万四千元
第五条の二	法第二十四条第一項	改良法第二十九条第一項において準用する法第二十四条第一項
	法第二十三条各号	改良法第二十九条第一項において準用する法第二十三条各号
第六条	前二条	第五条第一項若しくは前条又は改良法第十八条
第十五条第一項	第二十九条第一項又は第三十条の五第一項の規定による明渡しの請求があつたときは明渡しの期限として指定された日又は明け渡した日のいずれか早い日、第三十条の九第一項の規定による明渡しの請求があつたときは明渡しの請求があつた日	第三十三条の十五第一項の規定による明渡しの請求があつたときは、明渡しの請求があつた日

第十六条第三項	未納の家賃又は損害賠償金	未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金
第三十条の四第一項	第十三条第一項若しくは第四項若しくは第二十八条の規定による家賃の決定、第十四条（第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第十六条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条の二の規定によるあつせん等又は法第四十条第一項の規定による一般県営住宅への入居の措置	第十四条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第十六条第二項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第三十四条第三項の規定によりその例によることとされる千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例（平成九年千葉県条例第二十一号）による改正前の千葉県県営住宅設置管理条例第二十七条後段の規定によるあつせん又は同条例第二十八条第一項の規定若しくは同条例第五項において準用する同条例第十四条（第一号を除く。）の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予
第三十条の八第一項	法第四十四条第三項	改良法第二十九条第一項において準用する法第四十四条第三項
	公営住宅	改良住宅
	第十三条第一項若しくは第四項、第二十八条又は第三十条第一項	第三十四条第三項の規定によりその例によることとされる千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例（平成九年千葉県条例第二十一号）による改正前の千葉県県営住宅設置管理条例第十三条
	令第十二条	住宅地区改良法施行令第十二条において準用する令第十二条

- 3 改良住宅の家賃の決定及び変更、敷金の変更、収入に関する認定、明渡努力義務並びに割増賃料については、千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例（平成九年千葉県条例第二十一号）による改正前の千葉県県営住宅設置管理条例（以下この条及び第四十一条第二項において「旧条例」という。）第二条第三号の第二種県営住宅に係る旧条例第十三条、第十五条、第十七条第二項、第二十六条、第二十七条及び第二十八条の規定による家賃の決定及び変更、敷金の変更、収入に関する認定、明渡努力義務並びに割増賃料の例による。
- 4 前項の規定により旧条例第二条第三号の第二種県営住宅に係る旧条例第二十六条及び第二十八条の規定による収入に関する認定及び割増賃料の例による場合においては、旧条例第二十六条第二項の表第二種県営住宅の項及び第二十八条第三項の表第二種県営住宅の項中「十一万五千元を超え十九万八千元以下の場合」とあるのは「住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の令（以下「旧令」という。）第六条の二第二項の表第二種公営住宅の項入居者の収入の欄に規定する入居者の収入により区分された場合のうち同項の規定により割増賃料の限度額が月割額の〇・三倍とされる場合に係る規定により定めることができる場合のうち、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二条の規定による改正後の法第二十三条第一号イに掲げる場合に係る入居者の収入についての区分の下限の額を十三万九千円とし、同号ロに掲げる場合に係る入居者の収入についての区分の下限の額を十一万四千円とした場合」と、「十九万八千元を超え二十四万五千元以下の場合」とあるのは「住宅地区改良法施行令第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる旧令第六条の二第二項の表第二種公営住宅の項入居者の収入の欄に規定する入居者の収入により区分された場合のうち同項の規定により割増賃料の限度額が

月割額の〇・五倍とされる場合」と、「二十四万五千円を超える場合」とあるのは「住宅地区改良法施行令第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる旧令第六条の二第二項の表第二種公営住宅の入居者の収入の欄に規定する入居者の収入により区分された場合のうち同項の規定により割増賃料の限度額が月割額の〇・八倍とされる場合」とする。

全部改正〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成一〇年条例一八号・四一号・一一年五三号・一二年六一号・一七年九八号・一九年六八号・二四年三一号・八一号・二九年四四号・三一年一三号〕

第三章の二 特定公共賃貸住宅の管理

追加〔平成一〇年条例四一号〕

(入居者資格)

第三十四条の二 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 次のいずれかに該当する者であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある者

ロ 災害による住宅の滅失、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として知事が認める者

二 前号イ及びロに定める者に応じそれぞれ規則で定める所得を有する者であること。

三 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

追加〔平成一〇年条例四一号〕、一部改正〔平成一九年条例六八号〕

(入居者の選考)

第三十四条の三 知事は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選により、入居者を決定するものとする。

追加〔平成一〇年条例四一号〕

(特定公共賃貸住宅の特別割当て)

第三十四条の四 知事は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者に、入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数の一部を割り当てることができる。

2 前項の規定により特定公共賃貸住宅の割当てを行って入居者を決定する場合において、同項に該当する者の総数が、割当てをした特定公共賃貸住宅の戸数を超えるときは、公開抽選により、入居者を決定するものとする。

追加〔平成一〇年条例四一号〕

(家賃の決定)

第三十四条の五 特定公共賃貸住宅の家賃は、省令第二十条第一項及び第二項に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近隣の民間賃貸住宅の家賃水準等を考慮して規則で定める。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、省令第二十条及び第二十一条に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近隣の民間賃貸住宅の家賃水準等を考慮して特定公共賃貸住宅の家賃を変更することができる。

一 物価の変動に伴い家賃の変更をする必要があると認めるとき。

二 近隣の民間賃貸住宅の家賃との均衡上必要があると認めるとき。

三 特定公共賃貸住宅について改良を施したとき。

追加〔平成一〇年条例四一号〕

(家賃の減額)

第三十四条の六 知事は、特定公共賃貸住宅の入居者の家賃負担の軽減を図るため、管理開始後二十年間を限度として、家賃の減額を行うことができる。

2 前項に規定する家賃の減額は、前条の規定により定める家賃と入居者の所得、特定公共賃貸住宅の管理を開始した日からの経過年数等を勘案して規則で定める入居者負担額との差額を当該家賃から控除することにより行うものとする。

追加〔平成一〇年条例四一号〕

(家賃の減免又は徴収猶予)

第三十四条の七 知事は、特定公共賃貸住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたときその他の特別の事情があるときは、特に必要があると認める者に限り、知事が別に定める減免基準により家賃

(前条第一項の規定により家賃の減額があつた場合にあつては、減額後の家賃)の減免をし、又は徴収の猶予をすることができる。

追加〔平成一〇年条例四一号〕

(準用)

第三十四条の八 特定公共賃貸住宅及びその共同施設の管理については、この章に定めるもののほか、第三条、第四条、第六条、第九条から第十二条まで、第十五条から第二十五条まで（第十八条第四項を除く。）、第三十条の四、第三十条の九から第三十二条まで（第三十条の九第一項第八号を除く。）及び第二章第四節（第三十三条の十第一項第二号及び第三号並びに第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第四条第三号及び第四号、第三十条の四第一項、第三十条の九第三項並びに第三十三条の十三を除く。）中「一般県営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第四条第八号	公営住宅	特定公共賃貸住宅
第六条	前二条	第三十四条の二
第九条第一項	前二条	第三十四条の三及び第三十四条の四
第十五条第一項	第二十九条第一項又は第三十条の五第一項の規定による明渡しの請求があつたときは明渡しの期限として指定された日又は明け渡した日のいずれか早い日、第三十条の九第一項の規定による明渡しの請求があつたときは明渡しの請求があつた日	第三十条の九第一項（第八号を除く。）の規定による明渡しの請求があつたときは、明渡しの請求があつた日
	家賃	家賃（第三十四条の六第一項の規定により家賃の減額があつた場合にあつては、減額後の家賃。以下この条、次条第三項、第三十条の九第一項第三号及び第三十三条の十第二項第三号において同じ。）
第十六条第二項	第十四条各号のいずれかに該当する場合	災害により著しい損害を受けた場合 その他特別の事情がある場合
第三十条の四第一項	第十三条第一項若しくは第四項若しくは第二十八条の規定による家賃の決定、第十四条（第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第十六条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条の二の規定によるあつせん等又は法第四十条第一項の規定による一般県営住宅への入居の措置	第十六条第二項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第三十四条の六の規定による家賃の減額又は第三十四条の七の規定による家賃（第三十四条の六第一項の規定により家賃の減額があつた場合にあつては、減額後の家賃）の減免若しくは徴収の猶予
第三十条の九第一項第二号	家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたとき	、家賃（第三十四条の六第一項の規定により家賃の減額があつた場合にあつては、減額後の家賃）若しくは敷金の全部若しくは一部の徴収を免れたとき、又は家賃の減額を受けた

		とき
第三十条の九第三項	入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を	請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の二倍に相当する額の金銭を
第三十条の九第四項	近傍同種の住宅の家賃の額	家賃の額
第三十三条の十第二項第二号	家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたとき	、家賃（第三十四条の六第一項の規定により家賃の減額があつた場合にあっては、減額後の家賃）若しくは敷金の全部若しくは一部の徴収を免れたとき、又は家賃の減額を受けたとき
第三十三条の十第二号	第三十三条の十第一項に規定する者又は同条第三項に規定する団体	第三十三条の十第一項に規定する者

追加〔平成一〇年条例四一号〕、一部改正〔平成一一年条例五三号・一七年九八号・一九年六八号・二九年四四号・令和元年二七号〕

第四章 地域特別賃貸住宅の管理

追加〔平成元年条例一三号〕

（入居者資格）

第三十五条 地域特別賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号（地域特別賃貸住宅の設置の目的に応じ知事が必要と認める者にあつては、第二号から第五号まで）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- 一 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- 二 規則で定める基準の政令月収のある者であること。
- 三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 四 原則として県内に住所を有する者であること。
- 五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

追加〔平成元年条例一三号〕、一部改正〔平成一〇年条例四一号・一九年六八号〕

第三十六条及び第三十七条 削除

削除〔平成一〇年条例四一号〕

（家賃の決定及び変更）

第三十八条 地域特別賃貸住宅の家賃は、次の各号に定める当該地域特別賃貸住宅の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代相当額、市町村交付金及び空家等損失引当金の合計額の月割額を基準として、近隣の民間賃貸住宅の家賃水準等を考慮して規則で定める。

- 一 償却費 地域特別賃貸住宅の建設に要する費用のうち土地の取得及び造成に要する費用以外の費用（以下「建設費」という。）で、国の建設費補助に係る部分を除いたものを、地域特別賃貸住宅のしゅん工日の直前の三月末日又は九月末日のいずれか近い日（以下「基準日」という。）における地方債（政府資金により引き受けられたものに限る。以下同じ。）の年利率及び第三項に定める耐用年数で毎年元利均等に償却するものとして算出して得た額を年額とする。
- 二 修繕費 地域特別賃貸住宅の建設費の額に百分の一・二を乗じて得た額を年額とする。
- 三 管理事務費 地域特別賃貸住宅の建設費の額に百分の〇・一五を乗じて得た額を年額とする。
- 四 損害保険料 地方自治法第二百六十三条の二の規定により、地方公共団体の利益を代表する全国的な公益的法人が行う災害による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算定する

額を超えない額で、知事が定める額を年額とする。

五 地代相当額 次に掲げる額の合計額を年額とする。

イ 土地の所有権の取得に要した費用に基準日における地方債の年利率を乗じて得た額

ロ 宅地造成費に基準日における地方債の年利率を乗じて得た額

六 市町村交付金 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第三条及び第四条の規定により算出した国有資産等所在市町村交付金の額を年額とする。

七 空家等損失引当金 前各号に定める額の合計額に百分の二を乗じて得た額を年額とする。

2 知事は、物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認める場合、地域特別賃貸住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認める場合、及び地域特別賃貸住宅について改良を施した場合においては、次の各号に定める当該地域特別賃貸住宅の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代相当額、市町村交付金及び空家等損失引当金の合計額の月割額を基準として、近隣の民間賃貸住宅の家賃水準等を考慮して前項の規定による家賃を変更することができる。

一 償却費 地域特別賃貸住宅の建設費で国の建設費補助に係る部分を除いたものに、改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の法第十三条第三項に規定する率を乗じて得た額を利率年六パーセント及び第三項に定める耐用年数で毎年元利均等に償却するものとして算出して得た額を年額とする。ただし、前項第一号の償却費の額がその額を超える場合は、同号の償却費の額を年額とする。

二 修繕費 前項第二号の修繕費に改良法の例による率（以下「補正率」という。）を乗じて得た額を年額とする。

三 管理事務費 前項第三号の管理事務費に補正率を乗じて得た額を年額とする。

四 損害保険料 前項第四号の損害保険料

五 地代相当額 近傍類似の土地の固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第十号に規定する土地課税台帳又は同条第十一号に規定する土地補充課税台帳に現に登録されている価格をいう。）に相当する額に百分の六を乗じて得た額を年額とする。

ただし、前項第五号の地代相当額がその額を超える場合は、同号の地代相当額を年額とする。

六 市町村交付金 前項第六号の市町村交付金

七 空家等損失引当金 前各号に定める額の合計額に百分の二を乗じて得た額を年額とする。

3 前各項における償却費算定の際の耐用年数は、七十年とする。

追加〔平成元年条例一三号〕、一部改正〔平成元年条例二八号・三年四二号・九年二一号・一六年三四号〕

第三十九条及び第四十条 削除

〔平成一〇年条例四一号〕

（準用）

第四十一条 地域特別賃貸住宅及びその共同施設の管理については、この章に定めるもののほか、第三条、第四条、第六条、第九条から第十二条まで、第十五条から第二十五条まで（第十八条第四項を除く。）、第三十条の四、第三十条の九から第三十二条まで（第三十条の九第一項第八号を除く。）、第二章第四節（第三十三条の十第一項第二号及び第三号を除く。）、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の六及び第三十四条の七の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第四条第三号及び第四号、第三十条の四第一項、第三十条の九第三項、第三十三条の十三並びに第三十四条の六第二項を除く。）中「一般県営住宅」とあり、及び「特定公共賃貸住宅」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第四条第八号	公営住宅	地域特別賃貸住宅
第六条	前二条	第三十五条
第九条第一項	前二条	第三十四条の三及び第三十四条の四
第十五条第一項	第二十九条第一項又は第三十条の五第一項の規定による明渡しの請求があつ	第三十条の九第一項（第八号を除く。）の規定による明渡しの請求が

	たときは明渡しの期限として指定された日又は明け渡した日のいずれか早い日、第三十条の九第一項の規定による明渡しの請求があつたときは明渡しの請求があつた日	あつたときは、明渡しの請求があつた日
	家賃	家賃（第三十四条の六第一項の規定により家賃の減額があつた場合にあつては、減額後の家賃。以下この条、次条第三項、第三十条の九第一項第三号及び第三十三条の十第二項第三号において同じ。）
第十六条第二項	第十四条各号のいずれかに該当する場合	災害により著しい損害を受けた場合その他特別の事情がある場合
第三十条の四第一項	第十三条第一項若しくは第四項若しくは第二十八条の規定による家賃の決定、第十四条（第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第十六条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条の二の規定によるあつせん等又は法第四十条第一項の規定による一般県営住宅への入居の措置	第十六条第二項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第三十四条の六の規定による家賃の減額又は第三十四条の七の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予
第三十条の九第三項	入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を	請求の日の翌日から当該地域特別賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の二倍に相当する額の金銭を
第三十条の九第四項	近傍同種の住宅の家賃の額	家賃の額
第三十四条の四第一項	同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者	第四条各号に規定する理由のある者その他地域特別賃貸住宅の設置の目的に応じ優先的に入居させる必要があると認められる者
第三十四条の六第一項	管理開始後二十年間を限度として、家賃の減額	家賃の減額
第三十四条の六第二項	前条 入居者の所得、特定公共賃貸住宅の管理を開始した日からの経過年数等を勘案して規則	第三十八条 規則

2 地域特別賃貸住宅の敷金の変更については、旧条例第十七条第二項の規定による敷金の変更の例による。

全部改正〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成一〇年条例一八号・四一号・一一年五三号・一七年九八号・一九年六八号・二九年四四号・令和元年二七号〕

第五章 その他の県営住宅の管理

追加〔平成元年条例一三号〕

(その他の県営住宅の管理)

第四十二条 その他の県営住宅（一般県営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅並びにこれらの共同施設を除く。）の管理については、第二章第一節及び第四節（第三十三条並びに第三十三条の十第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。

全部改正〔平成元年条例一三号〕、一部改正〔平成九年条例二一号・一〇年一八号・一一年五三号・一七年九八号〕

第六章 補則

追加〔平成元年条例一三号〕

(千葉県警察本部長の意見の聴取)

第四十二条の二 知事は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

- 一 第六条（第三十四条第一項及び第四十二条において準用する場合を含む。）の入居の許可、第十一条（第三十四条第一項及び第四十二条において準用する場合を含む。）の同居の承認又は第十二条第一項（第三十四条第一項及び第四十二条において準用する場合を含む。）の居住の承継の承認をしようとするとき。 第五条第一項第五号に該当する事由
 - 二 第三十三条の八若しくは第三十四条の八において準用する第六条の入居の許可、第三十三条の八若しくは第三十四条の八において準用する第十一条の同居の承認又は第三十三条の八若しくは第三十四条の八において準用する第十二条第一項の居住の承継の承認をしようとするとき。 第三十四条の二第三号に該当する事由
 - 三 第四十一条第一項において準用する第六条の入居の許可、第四十一条第一項において準用する第十一条の同居の承認又は第四十一条第一項において準用する第十二条第一項の居住の承継の承認をしようとするとき。 第三十五条第五号に該当する事由
- 2 知事は、県営住宅の入居者又は同居者について第三十条の九第一項第七号（改良住宅の入居者又は同居者にあつては、第三十三条の十五第一項第七号）に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

追加〔平成一九年条例六八号〕、一部改正〔平成二四年条例三一号〕

(知事への意見)

第四十二条の三 千葉県警察本部長は、県営住宅の入居者又は同居者について第三十条の九第一項第七号（改良住宅の入居者又は同居者にあつては、第三十三条の十五第一項第七号）に該当する事由があると認めるときは、知事に対し、当該事由について、意見を述べることができる。

追加〔平成一九年条例六八号〕

(市町村長の意見の聴取)

第四十二条の四 知事は、一般県営住宅の入居の申込みをした者が第五条第一項に規定する知事が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村長に意見を求めることができる。

追加〔平成二四年条例三一号〕

(委任)

第四十三条 この条例の施行に関し、必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成元年条例一三号〕

第七章 罰則

第四十四条 詐欺その他不正の行為によりこの条例の規定による家賃の全部又は一部の徴収を免れた入居者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

追加〔平成九年条例二一号〕、一部改正〔平成一一年条例五三号〕

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の県営住宅管理条例（以下「旧条例」という。）の適用について旧条例附則第三項の規定により第一種住宅又は第二種住宅とみなされた住宅でこの条例の施行の際現に県が管理するものは、この条例の適用についても、一般県営住宅とみなす。

一部改正〔平成九年条例二一号〕

3 旧条例の規定によつてなされた許可、申請その他の行為は、この条例中に相当する規定があるときは、当該相当規定によつてなされたものとみなす。

4 法附則第五項の規定による貸付けを受けて建設される一般県営住宅に係る第二条第二号の規定の適用については、同号中「補助」とあるのは、「補助又は法附則第五項の規定による無利子貸付け」とする。

全部改正〔平成九年条例二一号〕

附 則（昭和三十七年四月十日条例第十六号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる改良住宅に入居している者に係る第三十四条において準用する第二十六条の規定の適用については、当該下欄に掲げる日をこの条例の規定による改良住宅の入居可能日とみなす。

轟町改良住宅		昭和三十六年六月二十一日
国府台改良住宅	簡易耐火構造のもの	昭和三十六年十月一日
	中層耐火構造のもの	昭和三十六年十一月五日

3 千葉県県営住宅処分条例（昭和三十八年千葉県条例第四号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

千葉県県営住宅等処分条例

第一条中「県営住宅管理条例」を「千葉県県営住宅等管理条例」に改め、同条中「県営住宅」の下に「改良住宅及び」を加え、同条中「同条」を「管理条例」に、「及びこれらの共同施設」を「並びにこれらの共同施設及び地区施設（以下「施設」という。）」に改める。

第二条第一項中「又は共同施設」を「又は施設」に、「県営住宅の敷地」を「住宅の敷地」に、「県営住宅及びその共同施設」を「県営住宅及び改良住宅並びにその共同施設及び地区施設」に改め、同項中「第二十四条」の下に「（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条において準用する場合を含む。）」を、「第七条」の下に「（住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）第十二条において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条（見出しを含む。）及び第四条第一項中「共同施設」を「施設」に改める。

第七条第一項中「公営住宅法施行令第七条」の下に「（住宅地区改良法施行令第十二条において準用する場合を含む。）」を、「公営住宅法施行規則（昭和三十六年建設省令第十九号）第七条」の下に「住宅地区改良法施行規則（昭和三十五年建設省令第十号）第十六条において準用する場合を含む。）」を加える。

第十一条から第十四条まで中「共同施設」を「施設」に改める。

附 則（昭和三十七年十二月一日条例第三十五号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 千葉県県営住宅等処分条例（昭和三十八年千葉県条例第四号）第一条及び第二条第一項第二号中「管理条例附則第六項」を「管理条例附則第七項」に改める。

附 則（昭和三十七年十二月十日条例第三十六号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和三十九年四月一日条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年十月三十一日条例第三十号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の千葉県県営住宅等管理条例第二十六条第一項（同

条第三項で準用する場合を含む。)の規定により行なわれている収入に関する報告は、この条例による改正後の千葉県県営住宅等管理条例(以下「改正後の条例」という。)第二十六条第一項(同条第三項で準用する場合を含む。)の規定により行なわれたものとみなす。

- 3 昭和四十三年に限り、改正後の条例第二十六条第二項(同条第三項で準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「その年の八月三十一日」とあるのは、「昭和四十三年十月三十一日」とする。

附 則(昭和四十三年十二月二十七日条例第四十六号)

(施行期日)

- 1 この条例中千葉県県営住宅等管理条例(以下「条例」という。)第二十六条及び第二十八条の改正規定以外の規定は公布の日から、条例第二十六条及び第二十八条の改正規定は昭和四十四年四月一日から施行し、条例第二条第六号の改正規定は昭和四十三年十二月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、この条例の施行後に入居者の決定がされることとなる場合における当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る条例第五条第二号に規定する収入の額については、なお従前の例による。条例第四条各号に規定する事由がある場合においてこの条例施行前に県営住宅の入居の申込みがされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る同条第五号及び第六号並びに条例第五条第二号に規定する収入の額についても、同様とする。

附 則(昭和四十四年十月十五日条例第五十五号)

改正 昭和四九年 三月三〇日条例第二六号 昭和五〇年 三月一七日条例第一七号
昭和五二年 三月三〇日条例第一二号 昭和五七年 七月一六日条例第二六号

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条第三項の改正規定は、昭和四十四年十一月一日から施行する。
- 2 改正後の千葉県県営住宅等管理条例第三十条の二第一項の規定による明渡しの請求は、昭和四十四年六月十日において現に県営住宅に入居している者については、入居許可期間の定めがないとき、又は同日における入居許可期間の残存期間が二年以内であるときは昭和四十六年六月十日、当該残存期間が二年をこえるときは当該残存期間を経過した日以後にするものとする。

一部改正〔昭和五七年条例二六号〕

附 則(昭和四十六年三月十五日条例第十六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、この条例の施行後に入居者の決定がされることとなる場合における当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る条例第五条第二号に規定する収入の額については、この条例による改正後の千葉県県営住宅等管理条例(以下「改正条例」という。)第五条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。条例第四条に規定する理由のある場合においてこの条例の施行前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、この条例の施行後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る改正条例第四条第六号及び第七号並びに第五条第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。

附 則(昭和四十七年三月三十日条例第十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十八年四月一日条例第十三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、この条例の施行後に入居の決定がされることとなる場合における当該県営住宅の入居申込をした者に係る千葉県県営住宅等管理条例

例第五条第二号に規定する収入の額については、改正後の千葉県県営住宅等管理条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。千葉県県営住宅等管理条例第四条各号に規定する理由のある場合においてこの条例の施行前に県営住宅の入居の申込がされ、かつ、この条例の施行後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の申込をした者に係る改正後の条例第四条第六号及び第七号並びに第五条第二号に規定する収入額についても、同様とする。

- 3 改正前の千葉県県営住宅等管理条例第十二条の規定により届出がなされた者については、改正後の条例第十二条第一項の承認を受けた者とみなす。

附 則（昭和四十九年三月三十日条例第二十六号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年十月二十一日条例第七十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年三月十七日条例第十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（千葉県県営住宅等管理条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 千葉県県営住宅等管理条例の一部を改正する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十四万五千元」を「十六万三千元」に、「十七万四千元」を「十九万五千元」に改める。

附 則（昭和五十二年三月三十日条例第十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条第二項の表、第二十六条の二、第二十八条第三項の表及び附則第二項の改正規定は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（千葉県県営住宅等管理条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 千葉県県営住宅等管理条例の一部を改正する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和五十四年十二月二十四日条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条第二項の表、第二十六条の二第二項及び第二十八条第三項の表の改正規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年十月十六日条例第四十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年七月十六日条例第二十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十七年八月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和五十七年八月一日から九月三十日までの間において改正後の千葉県県営住宅等設置管理条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第五項の入居可能日から引き続き当該県営住宅に入居し、満三年に達することとなる入居者に係る収入に関する報告については、改正後の条例第二十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（千葉県県営住宅等管理条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 千葉県県営住宅等管理条例の一部を改正する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和五十八年三月十六日条例第十四号）

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月二十六日条例第十号）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年二月二十七日条例第十五号）

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十八日条例第十三号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年六月二十日条例第二十四号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和六十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、この条例の施行後に入居者の決定がされることとなる場合における当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る千葉県県営住宅等設置管理条例第五条第二号に規定する収入の額については、改正後の千葉県県営住宅等設置管理条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。千葉県県営住宅等設置管理条例第四条各号に規定する理由のある場合においてこの条例の施行前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、この条例の施行後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る改正後の条例第四条第六号及び第七号並びに第五条第二号に規定する収入の額についても、同様とする。

附 則（昭和六十一年七月三十日条例第二十九号）

この条例は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月十日条例第八号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年十二月二十一日条例第三十六号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（船橋市の項に係る部分に限る。）は、同年三月一日から施行する。

附 則（平成元年二月二十三日条例第十三号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年六月十九日条例第二十八号）

この条例は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成元年十二月二十五日条例第四十五号）

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年二月二十二日条例第二号）

この条例は、平成三年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成三年三月七日条例第二十二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に第一種県営住宅又は第二種県営住宅（以下「第一種県営住宅等」という。）の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る改正後の千葉県県営住宅設置管理条例第五条第二号に規定する収入の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。同条例第四条各号に規定する理由のある場合において同日前に第一種県営住宅等の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該第一種県営住宅等の入居の申込みをした者に係る同条例第四条第六号及び第七号並びに第五条第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。

附 則（平成三年七月二十二日条例第四十二号）

この条例は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日条例第四十一号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表千葉市の項の改正規定中千葉寺県営住宅に係る部分は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成四年七月三日条例第六十五号）

この条例は、平成四年十月一日から施行する。

附 則（平成五年二月十八日条例第十二号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年十二月二十二日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月二十九日条例第十二号）

この条例は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成七年三月十日条例第二十六号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（八街市の項に係る部分に限る。）は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成七年七月三日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年十二月六日条例第三十七号）

この条例は、平成九年二月一日から施行する。

附 則（平成九年七月十五日条例第二十一号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表君津市の項の改正規定は平成九年九月一日から、同表長生郡の項の改正規定は同年十月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法の規定により供給された一般県営住宅及びその共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、改正後の千葉県県営住宅設置管理条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第三項、第五条、第五条の二、第十一条から第十七条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第三十条の九までの規定は適用せず、改正前の千葉県県営住宅設置管理条例（以下「改正前の条例」という。）第三条第三項、第五条、第十一条から第十八条まで、第二十一条から第二十八条まで、第三十条から第三十条の四まで、第三十三条並びに附則第二項、第四項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の一般県営住宅については、平成十年三月三十一日までの間は、改正後の条例第四条の規定は適用せず、改正前の条例第四条第九号中「他の第一種県営住宅等の入居者が世帯構成に異動があつたことにより、第一種県営住宅等に」とあるのは、「現に第一種県営住宅等に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、知事が入居者を募集しようとしている第一種県営住宅等に当該入居者が」として、同条の規定の例による。

4 改正後の条例第十三条第一項、第二十八条又は第三十条第一項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第二項の一般県営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日以前においても、改正後の条例の例によりすることができる。

5 平成十年四月一日において現に附則第二項の一般県営住宅に入居している者の平成十年度から平成十二年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る改正後の条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額が改正前の条例第十三条、第十四条又は第十五条の規定による家賃の額を超える場合にあっては改正後の条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額から改正前の条例第十三条、第十四条又は第十五条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第十三条、第十四条又は第十五条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る改正後の条例第二十八条又は第三十条第一項の規定による家賃の額が改正前の条例第十三条、第十四条又は第十五条の規定による家賃の額に改正前の条例第二十八条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては改正後の条例第二十八条又は第三十条第一項の規定による家賃の額から改正前の条例第十三条、第十四条又は第十五条の規定による家賃の額及び改正前の条例第二十八条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第十三条、第十四条又は第十五条の規定による家賃の額及び改正前の条例第

二十八条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成十年度	〇・二五
平成十一年度	〇・五
平成十二年度	〇・七五

- 6 平成十年四月一日において、附則第二項の一般県営住宅に改正前の条例第十一条又は第十二条の規定により同居し、又は居住している者は、改正後の条例第十一条又は第十二条の知事の同居又は居住の承認を受けたものとみなす。
- 7 平成十年四月一日前に改正前の条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 8 改正後の条例第四十二条に規定するその他の県営住宅については、第二項から前項までの規定を準用する。

附 則（平成十年三月二十七日条例第十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている県営住宅に係る駐車場（杣師第二県営住宅及び一宮船頭給県営住宅の駐車場その他規則で定める駐車場を除く。）については、改正後の千葉県県営住宅設置管理条例第二章第四節（第三十四条第一項及び第二項、第四十一条第一項並びに第四十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十年十月十六日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市川市の項の改正規定は平成十一年三月一日から、同表船橋市の項及び市原市の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十二日条例第二十三号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十二日条例第五十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二十条の次に一条を加える改正規定及び第四十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

- 3 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県県営住宅貸付委員会の項を削る。

別表第三中千葉県県営住宅貸付委員会の項を削る。

附 則（平成十二年十月十三日条例第六十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年十二月八日条例第七十七号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年二月二十三日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年二月二十三日条例第二十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年十月十九日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第二十四号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日条例第三十四号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年二月二十二日条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年二月二十二日条例第四十四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年三月二十八日から施行する。

附 則（平成十七年四月八日条例第四十九号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十五日条例第九十八号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十五日条例第一百号抄）

（施行期日）

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 （前略）第八条（中略）の規定 平成十七年十二月五日

二 （前略）第九条（中略）の規定 平成十八年一月二十三日

三 （略）

四 （前略）第十条（中略）の規定 平成十八年三月二十七日

附 則（平成十八年七月十四日条例第四十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年十二月二十二日条例第六十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十月十九日条例第六十八号）

この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日条例第十八号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月二十一日条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年七月十七日条例第五十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月十八日条例第十六号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年七月十五日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第三十一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において現に改正前の千葉県県営住宅設置管理条例附則第五項の規定の適用を受けている者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二十四年十月二十三日条例第八十一号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十一日条例第百号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年七月九日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十月二十九日条例第五十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年十月三十日条例第六十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第二十五号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月七日条例第十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月二十八日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十月十九日条例第五十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年十二月二十七日条例第二十七号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第二条の二第二項）

区域	名称	位置
千葉市	松波県営住宅	千葉市中央区松波二丁目
	仁戸名県営住宅	千葉市中央区仁戸名町
	祐光県営住宅	千葉市中央区祐光二丁目
	千葉寺県営住宅	千葉市中央区千葉寺町
	千葉寺第二県営住宅	千葉市中央区千葉寺町
	幕張県営住宅	千葉市花見川区幕張町一丁目及び幕張町二丁目
	作草部県営住宅	千葉市稲毛区作草部一丁目
	園生県営住宅	千葉市稲毛区園生町
	弥生県営住宅	千葉市稲毛区弥生町
	轟県営住宅	千葉市稲毛区轟町一丁目
	天台県営住宅	千葉市稲毛区天台二丁目
	小倉県営住宅	千葉市若葉区小倉台四丁目及び小倉台五丁目
	千城台北県営住宅	千葉市若葉区千城台北二丁目
	千城台西県営住宅	千葉市若葉区千城台西三丁目
	千城台東第二県営住宅	千葉市若葉区千城台東四丁目
	千城台東第三県営住宅	千葉市若葉区千城台東一丁目
	千城台南県営住宅	千葉市若葉区千城台南四丁目
	みつわ台県営住宅	千葉市若葉区みつわ台二丁目
	貝塚県営住宅	千葉市若葉区貝塚町
	桜木県営住宅	千葉市若葉区桜木二丁目
	桜木第二県営住宅	千葉市若葉区桜木二丁目
	桜木第三県営住宅	千葉市若葉区桜木二丁目
	東寺山県営住宅	千葉市若葉区東寺山町
	東寺山第二県営住宅	千葉市若葉区東寺山町
	生実県営住宅	千葉市緑区おゆみ野一丁目
	海浜幕張県営住宅	千葉市美浜区幕張西二丁目
	幕張東県営住宅	千葉市美浜区幕張西三丁目
	海浜検見川県営住宅	千葉市美浜区真砂五丁目
	検見川県営住宅	千葉市美浜区磯辺四丁目
	幸町県営住宅	千葉市美浜区幸町一丁目
	幸町東県営住宅	千葉市美浜区幸町一丁目
	高浜第一県営住宅	千葉市美浜区高浜一丁目

	高浜第二県営住宅 高浜第三県営住宅	千葉市美浜区高浜一丁目 千葉市美浜区高浜一丁目
銚子市	銚子本城県営住宅 銚子尾永井県営住宅 大谷津県営住宅 豊里県営住宅 銚子松岸県営住宅	銚子市本城町六丁目 銚子市春日町 銚子市春日町 銚子市豊里台三丁目 銚子市長塚町五丁目
市川市	国府台県営住宅 市川柏井県営住宅 市川柏井第二県営住宅 市川大和田県営住宅	市川市国府台一丁目 市川市柏井町一丁目 市川市柏井町一丁目 市川市大和田二丁目
船橋市	海神県営住宅 薬円台県営住宅 二宮県営住宅 南本町県営住宅 八木が谷県営住宅 八木が谷第二県営住宅 習志野台八丁目県営住宅 大穴県営住宅	船橋市海神三丁目 船橋市薬円台三丁目 船橋市薬円台四丁目 船橋市南本町 船橋市咲が丘四丁目 船橋市八木が谷四丁目 船橋市習志野台八丁目 船橋市大穴北二丁目
木更津市	住吉県営住宅 清見台県営住宅 桜井県営住宅 真舟県営住宅	木更津市高柳三丁目 木更津市清川一丁目 木更津市桜井 木更津市真舟二丁目
松戸市	胡録台県営住宅 塚之越県営住宅 六高台県営住宅 松戸高柳県営住宅 金ヶ作県営住宅	松戸市胡録台 松戸市松戸 松戸市六高台三丁目 松戸市六高台七丁目 松戸市金ヶ作
野田市	野田山崎県営住宅 野田山崎第二県営住宅 野田柳沢県営住宅 野田中野台県営住宅 野田花井県営住宅	野田市山崎 野田市山崎 野田市柳沢新田 野田市中野台 野田市花井新田
茂原市	茂原上永吉県営住宅	茂原市上永吉
成田市	成田第一県営住宅 成田第二県営住宅 成田第三県営住宅 成田第四県営住宅 成田第五県営住宅 成田第六県営住宅 三里塚県営住宅	成田市中台四丁目 成田市加良部四丁目 成田市加良部五丁目 成田市玉造三丁目 成田市玉造七丁目 成田市橋賀台二丁目 成田市本城
佐倉市	堀の内県営住宅 佐倉石川県営住宅	佐倉市大蛇町 佐倉市石川
東金市	東金道庭県営住宅 東金求名県営住宅	東金市道庭 東金市求名
旭市	海上後草県営住宅 飯岡県営住宅 干潟県営住宅 旭県営住宅	旭市後草 旭市三川 旭市米込 旭市二

習志野市	実籾県営住宅 実籾大原県営住宅 大久保県営住宅 平和県営住宅 香澄県営住宅	習志野市東習志野二丁目 習志野市実籾一丁目 習志野市泉町二丁目 習志野市泉町三丁目 習志野市香澄一丁目
柏市	柏中原県営住宅 柏逆井県営住宅 沼南高柳県営住宅	柏市加賀二丁目 柏市新逆井二丁目 柏市高柳
市原市	辰巳台東県営住宅 辰巳台西県営住宅 辰巳台西第二県営住宅 辰巳台西第三県営住宅 菊間第一県営住宅 菊間第二県営住宅 菊間第三県営住宅 菊間第四県営住宅 菊間第五県営住宅 菊間第六県営住宅 菊間第七県営住宅 東五所県営住宅 西五所県営住宅 五所県営住宅	市原市辰巳台東二丁目 市原市辰巳台西四丁目 市原市辰巳台西三丁目 市原市辰巳台西一丁目 市原市菊間 市原市菊間 市原市菊間 市原市菊間 市原市菊間 市原市菊間 市原市菊間 市原市菊間 市原市東五所 市原市西五所 市原市五所
流山市	東初石県営住宅	流山市東初石三丁目
我孫子市	我孫子日秀県営住宅 我孫子新木県営住宅 岡発戸県営住宅 湖北台県営住宅	我孫子市日秀宮前 我孫子市新木 我孫子市岡発戸 我孫子市湖北台八丁目
鴨川市	大日県営住宅	鴨川市八色
鎌ヶ谷市	初富県営住宅 鎌ヶ谷井草県営住宅 鎌ヶ谷四本櫓県営住宅	鎌ヶ谷市東初富二丁目 鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷三丁目 鎌ヶ谷市初富
君津市	君津島崎県営住宅 北子安県営住宅 柰師県営住宅 柰師第二県営住宅 久留里県営住宅	君津市南子安四丁目 君津市北子安一丁目 君津市柰師四丁目 君津市柰師三丁目 君津市久留里市場
富津市	富津県営住宅	富津市千種新田
浦安市	浦安辰巳県営住宅 浦安堀江県営住宅 浦安高洲県営住宅	浦安市猫実一丁目 浦安市富士見三丁目 浦安市高洲二丁目
四街道市	四街道県営住宅 四街道栗山県営住宅	四街道市四街道 四街道市栗山
袖ヶ浦市	蔵波県営住宅 長浦県営住宅	袖ヶ浦市蔵波台一丁目 袖ヶ浦市長浦駅前六丁目
八街市	八街県営住宅 八街第二県営住宅 八街氷川県営住宅	八街市八街 八街市八街 八街市八街
白井市	白井県営住宅	白井市南山一丁目
匝瑳市	八日市場県営住宅	匝瑳市春海

	野栄今泉県営住宅	匝瑳市今泉
香取市	小見川県営住宅 大戸県営住宅	香取市下飯田 香取市大戸川
いすみ市	大原県営住宅	いすみ市大原
印旛郡	東酒々井県営住宅 中央台県営住宅	印旛郡酒々井町東酒々井一丁目及び 東酒々井三丁目 印旛郡酒々井町中央台三丁目
山武郡	芝山県営住宅 光県営住宅 横芝栗山県営住宅 横芝大島県営住宅	山武郡芝山町新井田 山武郡横芝光町宮川藤木 山武郡横芝光町栗山 山武郡横芝光町横芝
長生郡	一宮県営住宅 一宮船頭給県営住宅 白子五井県営住宅	長生郡一宮町一宮 長生郡一宮町船頭給 長生郡白子町五井

追加〔昭和五七年条例二六号〕、一部改正〔昭和五八年条例一四号・五九年一〇号・六〇年一五号・六一年一三号・六二年八号・三六号・平成元年一三号・四五号・三年二号・二二号・四年四一号・六五号・六年一二号・七年二六号・八年三七号・九年二一号・一〇年四一号・一三年一九号・二五号・四五号・一四年二四号・一六年三四号・一七年二九号・四四号・四九号・一〇一号・一八年四九号・六九号・二〇年一八号・五二号・二一年五八号・二三年一六号・三三号・二五年四五号・二八年二五号・三〇年五四号〕